早稲田大学総務部長　殿

**商標等使用許可申請書**

商標等を使用いたしたく、その使用許可を申請いたします。なお、使用にあたっては、下記「商標等の使用に係る許可条件」を十分に理解し、遵守いたします。

**申請者氏名**（※申請者が団体または法人の場合は、氏名欄に団体名・法人名及び代表者名を記入して下さい。）

【住　所】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【申請日】　　　　年　　　月　　　日

【氏　名】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　印

【℡番号】　　　　　　　　　　　　　　　　　【e-mail(個人の場合のみ）】

**担当者氏名**（※申請者が団体または法人の場合のみ記入して下さい。） 【℡番号】

【氏名・部署名】　　　　　　　　　　　　　　　　　　　【e-mail】

**３**

**４**

**使用方法**（商標等を使用する冊子等の見本、試作品等がある場合は添付して下さい。）

**１**

**２**

**使用商標等**（※使用する商標等を別表から選び、記載して下さい。）

【使用商標等】　　　　　　　　　　　　 　　　　　　 　【使用期間】 　 年 　月 　日～　　　年　 月 　 日

**使用目的**（詳細に記入して下さい。）

**５**

**商標等の使用に係る許可条件**

１　許可した目的以外に商標等を使用しないこと。

２　「ＵＩシンボルマーク」を使用する際は、「早稲田大学ＵＩシステムデザインガイドライン」を遵守すること。

３　申請内容に変更があったときは、直ちに届け出ること。

４　商標等のデータは、使用後には必ず破棄すること。

５　商標法等関係法令を遵守し、商標等の権利の喪失を招くことのないようにすること。

６　使用者は、商標等を付した物品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、早稲田大学に一切迷惑を及ぼさないよう処理すること。

７　早稲田大学から要請があった場合は、商標等の使用実態を報告し、または物品等を提出すること。

８　使用者が、商標等の使用に際して、故意または過失により早稲田大学に損害を与えた場合、当該損害を賠償すること。

９　第三者が商標等の権利を侵害し、または侵害しようとしている事実を発見した場合は、直ちに早稲田大学に連絡すること。

10　第三者との係争、審判、訴訟等について、早稲田大学に協力して対処し、具体的措置の方法、費用負担等については、その都度両者協議の上決定すること。

11　商標等の使用許可を受けた権利を第三者に譲渡または転貸しないこと。

12　以下のいずれかの事項に該当し、商標等の使用許可を取り消された場合でも、一切異議を申立てないこと。

(1)本申請書の内容に虚偽があったとき。

(2)本許可条件に違反したとき。

(3)その他商標等を使用させることが不適当と認めるとき。

13　その他商標等の使用にあたって別途条件が付されている場合は、当該条件を遵守すること。

【大学使用欄】



20120510法務課

**別表　使用申請商標等一覧**

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 内容 |
| 文字 | 「早稲田大学」「WASEDA UNIVERSITY」「都の西北」「早稲田の杜」「紺碧の空」「稲門」 |
| 文字および図柄 | 「WASEDA BEAR」 |
| 図柄 | 「校章」「ＵＩシンボルマーク」（早稲田シンボル、学部シンボル、大学院シンボル、学術院シンボル、独立大学院シンボル、専門職大学院シンボル、研究所シンボル、図書館等付属シンボル）「早稲田エンブレム」 |
| 立体 | 「大隈銅像」 |
| 写真 | 「大隈講堂」「演劇博物館」 |